

国民年金保険料の免除制度について

《現行制度の仕組み・趣旨》

- 現行制度においては、保険料を納付することが経済的に困難な被保険者のために、被保険者からの申請に基づいて、社会保険庁長官が承認したときに保険料の納付義務を免除する免除制度（負担能力に応じ多段階）が設けられている。（申請免除）

※ 免除基準については、P8参照

- 申請免除としたのは、
 - ・ 原則としてすべての被保険者に課されている納付義務を特例的に課さないこととするとともに、国庫負担相当分の給付が保障される特例であり、一般の被保険者との均衡を考慮する必要があること
 - ・ また、将来の給付に影響することを踏まえ、「全額免除」「多段階免除」「免除なし」について、本人の選択・意思表示に基づく必要があること

を考慮したもの。

- なお、次のような事由に該当する者は、申請手続をとらなくても自動的に保険料の納付義務が免除される。（法定免除）
 - ① 障害年金の受給権者
 - ② 生活保護法による生活扶助等を受けている者等

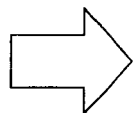
《これまでの年金部会の意見と見直し内容》

- 被保険者からの申請に基づく申請免除の仕組みそのものの見直しについては、特段の意見は出されていない。
- なお、着実な収納体制の確立に取り組むという観点から、次のような意見及び見直しが行われている。

(平成11年)

＜『国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見』(平成10年10月9日年金審議会)＞

国民年金の保険料については、無業者など保険料の負担が困難な人のために保険料免除制度が設けられているが、免除基準が複雑であり、分かりにくいと指摘されていることから、現在の免除基準を見直すとともに、的確な事務処理を行う必要がある。加えて、保険料を今後更に引き上げていかざるを得ない中、被保険者の負担能力に配慮して保険料の一部を免除する制度の導入について検討すべきである。

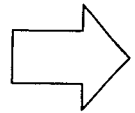


国民年金の保険料について、それまでの全額免除に加えて、2分の1を免除する半額免除制度を導入。

(平成16年)

<『年金制度改正に関する意見』(平成15年9月12日社会保障審議会年金部会)>

現実に負担能力がない又は低い者については、全額免除又は半額免除の仕組みがあるが、負担能力に応じたよりきめ細かい対応が可能となるよう、免除の仕組みを更に見直すことが必要である。



国民年金の保険料について、全額免除、半額免除に加えて、さらに4分の1免除、4分の3免除の仕組みを導入。

《申請免除の仕組み》

【被保険者からのアプローチ】

- ①申請者は、希望免除区分を記入の上、申請書を市町村窓口へ提出する。②市町村で申請者等の所得状況を記載し、社会保険事務所に送付する。③社会保険事務所において審査の上、免除の決定がなされる。



- ※1 希望区分に記入のない場合、全額免除、若年者納付猶予、4分の1納付、半額納付、4分の3納付の順に審査される。
- ※2 翌年度以降も継続して免除を希望する場合、希望により申請を省略することも可能。

【行政からのアプローチ】

1. 免除申請をしていない者への勧奨

- 未納期間が1ヶ月以上ある第1号被保険者の所得情報について市町村から提供を受け、このうち免除基準に該当する者について、申請がないものについて免除制度の周知及び勧奨を実施。(免除勧奨件数 平成18年度実績 約186万件)
- 勧奨状を発送してもなお納付も免除申請も行っていない者について、さらに戸別訪問や、電話により免除制度の周知を行っている。

2. 免除の継続希望者に対する取組み

- 申請による全額免除対象者、若年者納付猶予対象者については、翌年度以降も継続して免除を希望する場合には、その者の同意を得た上で、翌年度以降においても市町村から社会保険事務所が所得情報の提供を受け、本人からの申請を待つことなく、免除の審査を行う事としている。(平成18年7月より実施)

【免除に係る現在の状況】

- 第1号被保険者数2,091万人のうち、申請全額免除者は207万人、申請3/4免除者は26万人、申請半額免除者は21万人、申請1/4免除者は8万人となっている(平成18年度末現在)。

《各方面からの主な提案内容》

- 免除制度について、本人の申請を待たずに、厚生労働省が積極的に、職権で行うべき。

※ 社会保障国民会議雇用・年金分科会 中間報告取りまとめ案にも指摘あり。

《提案内容のような見直しに当たって考えられる論点》

- まずは、免除対象者への勧奨の徹底と一部免除対象者への納付勧奨により、現行制度の中での未納・未加入対策を徹底し、将来の無年金・低年金者の減少を図ることが重要ではないか。
- 職権で免除を行う場合、個々の被保険者が免除要件に該当するか否かを確認する必要が生じる。このため、全国民年金第1号被保険者(約2,100万人)の所得を審査する必要が生じるが、このような網羅的な所得審査の仕組みが現実に構築可能か。

※ 現在の仕組みについては、P6、7参照

- 現に、所得がなくても、免除を申請せず保険料を納付している方がいるが、こうした方の納付意欲に悪影響を及ぼさないようにするためには、どのような仕組みにすべきか。
- 世帯所得が低くなるにしたがって申請免除者の割合は増加するが、「所得なし」でも4割程度は保険料を納付している(平成17年国民年金被保険者実態調査)という実態をどう評価するか。

市町村から提供される所得情報に関する現行制度について

- 国民年金第1号被保険者(約2,100万人)のうち、未納期間が1ヶ月以上ある者の所得に関する情報について、年1回から複数回、社会保険庁から市町村に提供を求め、これに応じた市町村から社会保険事務所に所得情報が提供される(平成18年の所得情報の取得状況:累計579万件(平成19年9月末現在))。
- この市町村から提供される情報は、市町村が住民税の課税のために有している所得情報*(前年の所得)であり、給与所得、事業所得などの内訳は分からず、総所得(各種所得の合計額)の形で提供される。

* 当該税情報については、給与所得は必要経費として収入に応じた一定率を一律控除されている一方、事業所得は自営業者等の申告に基づく必要経費が控除されていることなどから、政府税調において、一般の給与者にとって、税負担の「不公平感」が根強く存在することが指摘されている。

(参考)

『個人所得課税に関する論点整理』(平成17年6月21日 税制調査会 基礎問題小委員会)

2. 所得の種類と税負担のあり方

(1) 所得区分

[3] 事業所得

イ)(略)事業所得に係る必要経費についてみれば、その範囲が必ずしも明確ではなく、本来、必要経費に算入できない家事関連経費について混入を防止する制度的担保が存在しない。そうした中、一般の給与所得者にとって、日常生活において目にする事業所得者の行動に納得し難い思いを抱くこともあり、税負担の不公平感が醸成されている。

○ なお、所得情報の提供状況、制度の活用状況については、以下のとおり。

【①提供状況(平成19年9月末現在)】

提供市町村数(予定を含む)		1,810(99.1%)
提供方法	磁気媒体	1,528(84.4%)
	紙又は閲覧	282(15.6%)

【②活用状況(平成18年度末現在)】

強制徴収の実施状況	最終催告状の送付件数	31万件
	督促状の発行件数	12万件
	差押件数	1万件
免除勧奨の実施状況	全額申請免除	186万件
	学生納付特例	176万件
	若年者納付猶予	42万件

(参考2)

免除の対象となる所得(収入)の目安

※()内は給与所得者の年収ベース。

世帯構成	平成20年度の所得基準			
	全額免除 若年者納付猶予	4分の3免除	半額免除 学生納付特例制度	4分の1免除
4人世帯(夫婦・子2人) (子はいずれも16歳未満)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
2人世帯(夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

- ※ 多段階免除制度は、本人だけでなく、配偶者や世帯主も各段階の免除基準に該当していることが必要。
(若年者納付猶予制度は本人と配偶者が、学生納付特例制度は本人が免除基準に該当していることが必要。)
- ※ 4人世帯、2人世帯は、夫か妻のどちらかのみ所得(収入)がある世帯の場合。
- ※ 社会保険料控除などの控除額が各個人で異なるためこの表は目安となる。

(参考3)

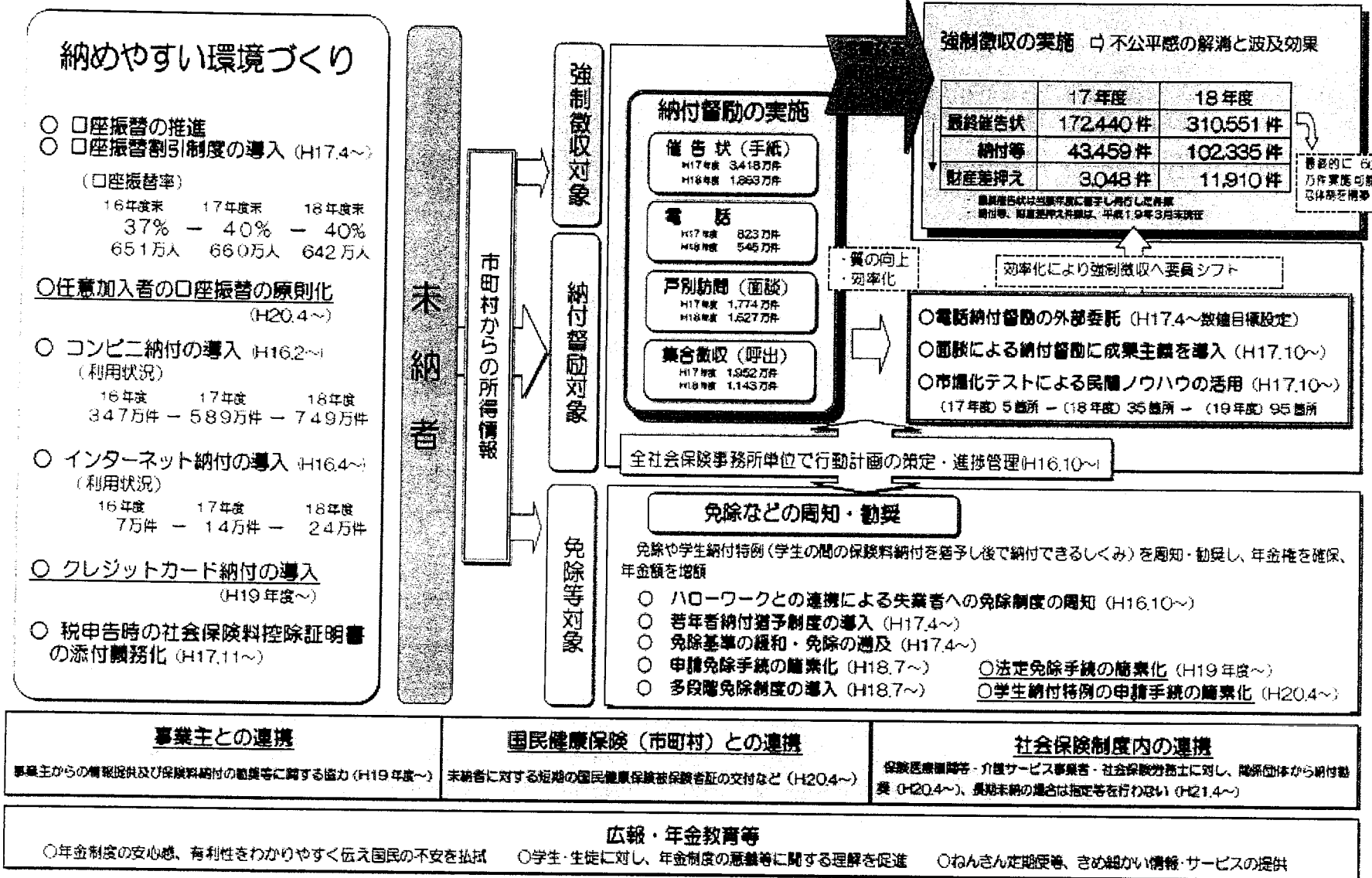
国民年金保険料免除等該当者数

(年度末現在、単位:万人)

	第1号被 保険者 (任意加 入含む)	第1号被保険者数							
		法定 免除者	申請免除者				学生納付 特例者	若年者 納付猶予 者	
			申請 全額 免除者	申請 3/4 免除者	申請 半額 免除者	申請 1/4 免除者			
平成13年度	2,207	2,177	99	277				148	
平成14年度	2,237	2,206	103	144		34		154	
平成15年度	2,240	2,208	106	165		38		168	
平成16年度	2,217	2,183	109	176		41		173	
平成17年度	2,190	2,158	113	216		53		176	34
平成18年度	2,123	2,091	114	207	26	21	8	170	37

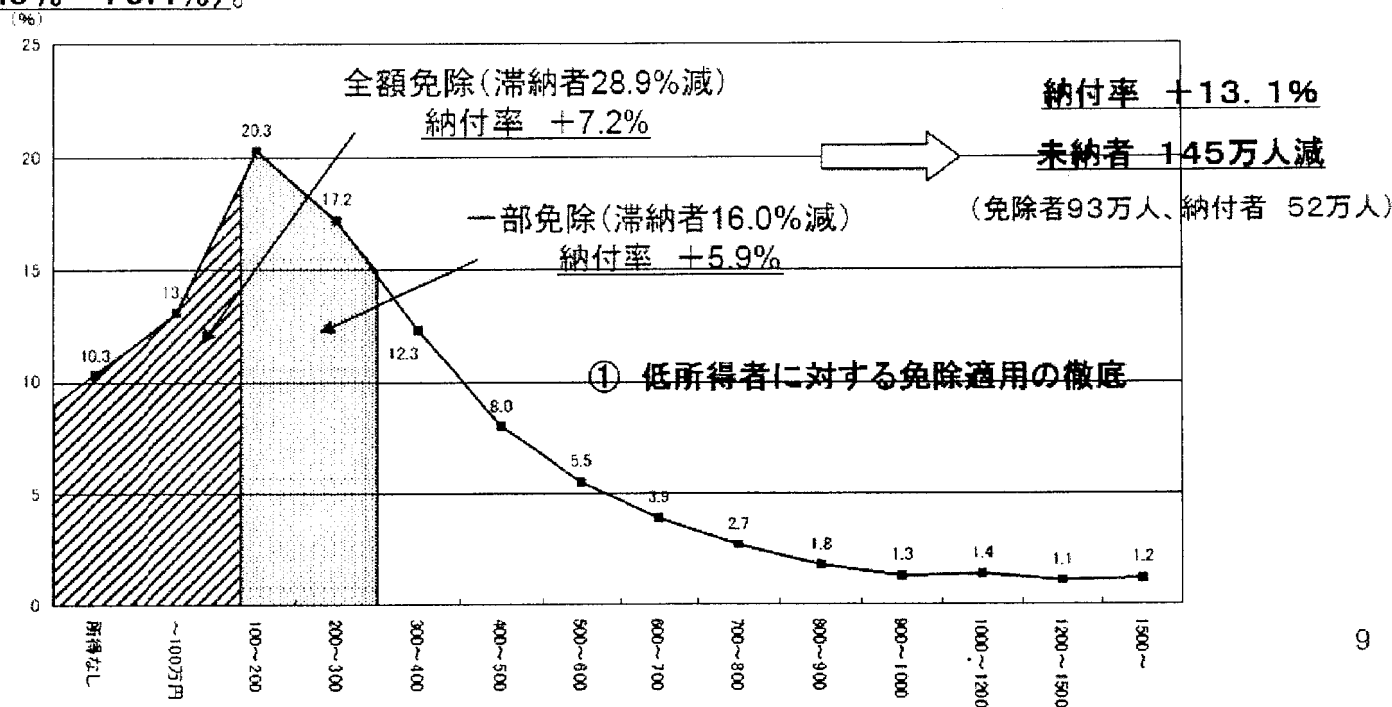
資料出所: 社会保険庁 平成18年度の国民年金の加入・納付状況

納付率向上に向けた戦略



①低所得者に対する免除適用の徹底

- 国民年金保険料の全額免除対象となる所得金額(3人世帯で127万円)を下回る所得の者は、滞納者全体のうちの約28.9%。
(注) 現在滞納者となっている者の平均世帯人員数は3.0人である。
- また、一部免除の対象となる基準所得額(約300万円)を下回る所得の者は、滞納者全体の約32.0%(全額免除対象者を除く)。一部免除で負担が軽減されることにより、このうち半数の者が新たに納付者となると仮定した場合、全体としての影響は、16.0%となる。
- 以上により、免除適用の徹底が納付率に与える影響は、最大で+13.1%
(66.3%→79.4%)。



9

育児期間中の保険料免除について

《現行制度の仕組み・趣旨》

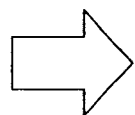
- 子が3歳に到達するまでの育児休業等の期間について、厚生年金保険料が免除される。
- 育児休業等を終了した被保険者が、3歳未満の子を養育している場合には、育児休業等の終了日の翌日の属する月以後の3ヶ月間の報酬月額が次の定時決定までの標準報酬月額とされる。
- 3歳未満の子を養育する期間中の各月の標準報酬月額が、子の養育を開始した月の前月の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回る場合には、年金額の計算に際し、標準報酬月額が低下した期間については、従前標準報酬月額がその期間の標準報酬月額とみなされる。
- このような仕組みは、次代を担う子どもを産み、育てやすい社会的な環境作りに資するという次世代育成支援の観点から設けられているものであるが、それと同時に、被保険者が就労を継続し、労働の担い手となることを厚生年金グループ全体として積極的に評価するという側面があり、このため保険料免除期間に係る給付の財源は、グループ内で拠出された保険料によってすべて賄われている。

《これまでの年金部会の意見と見直し内容》

(平成6年)

＜『国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見』(平成5年10月12日年金審議会)＞

- 育児休業期間中の厚生年金の保険料負担の在り方については、労働行政や企業の対応状況も考慮しつつ、検討すべきである。

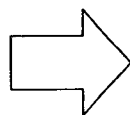


育児休業期間中の厚生年金保険の本人負担分の保険料免除制度を創設。

(平成11年)

＜『国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見』(平成10年10月9日年金審議会)＞

- 年金制度において、子育て家庭に対する負担の軽減や現金給付などの少子化対策を実施することについては、老齢、死亡、障害といった所得喪失事故に対する社会保障制度である年金制度にそぐわない、また、少子化対策をわずかな現金給付として行ったとしても出生率の向上には結び付かないとする意見がある一方、年金制度は次世代が育たないと成り立たないことや、実際の子育てに伴う負担を考え子どもがいる世帯と子どもいない世帯との公平を考慮して年金制度としても何らかの対策を検討すべきであるとの意見があった。なお、育児休業中の厚生年金保険料の本人負担の免除制度は、事業主負担にも適用すべきである、との意見があった。



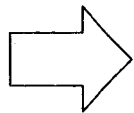
育児休業期間中の厚生年金保険の保険料免除制度について、それまでの本人負担分の免除に加えて、事業主負担にも適用。

(平成16年)

<『年金制度改正に関する意見』(平成15年9月12日社会保障審議会年金部会)>

- 次世代育成支援施策として年金制度において考えられる具体的な方策としては、現行の育児休業中の保険料免除期間の延長、勤務時間の短縮等の措置を受けながら就業を継続する者の年金保障が不利にならないよう育児期間前の標準報酬で保険料納付が行われたものとして扱うなどの配慮がある。

さらに、出産等に伴い離職した後再就職した場合の何らかの配慮、育児期間中の第1号被保険者の保険料負担への配慮措置なども必要との意見があった。



育児休業期間中の厚生年金保険の保険料免除制度について、子が1歳に到達するまでの期間から、3歳に到達するまでの期間へ拡充。
また、3歳未満の子を養育しながら就業を継続する人への従前標準報酬月額みなし措置を創設。

《各方面からの主な提案内容》

- 子どもが3歳になるまで、基礎年金の保険料は夫婦とも無料化。厚生年金の加入者については、保険料のうち基礎年金に相当する部分(年収の5%程度を労使折半)を無料化。その分は、税で肩代わりすることとし、給付には反映させる。

《提案内容のような見直しに当たって考えられる論点》

- 年金制度は次世代が育たないと成り立たないことや、実際の子育てに伴う負担を考えると、国民年金、厚生年金の別を問わず、子供のいる世帯と子供のいない世帯との公平を考慮して年金制度としても何らかの対策を検討すべきであるか。
- 現行の育児休業期間中の保険料免除については、厚生年金グループ内での支え合いという考え方に立ち、この期間の給付は全額保険料で賄われることとなっている。これに対し、定額保険料・定額給付である国民年金は、低所得者に係る保険料免除期間についても国庫負担相当の給付しか行われなないなど世代内の所得移転のない制度であり、育児期間中の保険料免除を導入するとした場合、保険料財源を用いることに他の被保険者の理解が得られるか。
- 子どもを持つ被保険者すべてが育児等に伴って収入が下がるというわけではなく、負担能力を問わずに子どもがいることのみを持って一律に保険料負担を要しないとすることが適当か。
- 安定的な財源をどのようにして確保するか。
- 政府全体として取り組むこととされている少子化対策において、どのように位置付けるか。

《諸外国における取扱い》

国名	育児期間の取扱い
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児期間(子1人について出生後の3年間)は、全被保険者の平均賃金を得て保険料を納付しているとみなす。 ○ さらに、2002年に施行した改正法によって、子が10歳になるまでの間の育児をしている者で報酬が平均賃金未満の者について、平均賃金の50%~100%の範囲内で報酬を年金計算上高く評価する措置がとられた。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 16歳未満の子の世話をしているため最低稼得収入額以上の収入がない者については、基礎年金の額の算定にあたって加入すべき年数から該当する期間控除(控除後の期間の下限は、有資格年の1/2(又は20年))され、より短い拠出で満額の給付を受けることが可能。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の被保険者が子が16歳になるまでの間に少なくとも9年間養育した場合、年金額の算定にあたって、子1人につき2年間加入期間が加算される。 ○ さらに男女少なくとも3人の子を養育(16歳になるまでの間に少なくとも9年間自身が配偶者が養育したことが要件)した被保険者は、年金額を10%加算。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児期間(子が4歳に達するまでの期間)と兵役期間については、年金権が保証される一定の配慮を行っている。育児期間については、所得の喪失や減少があった場合、 <ul style="list-style-type: none"> ①子の出生年の前年所得 ②16歳以上65歳未満の全期間の平均所得の75% ③現実の所得に基礎額(37,300クローネ)を上乗せした額の最も有利な額を年金制度上の所得として扱う。
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特に措置はとられていない。